

# マージン率

UTエージェント株式会社 神栖オフィス

労使協定を締結しているか否か:締結している  
労使協定の対象となる派遣労働者の範囲:派遣先均等・均衡方式を適用できなければ雇用を維持  
できない場合等、特段の事情がある場合を除く、全派遣労働者  
労使協定の有効期間の終期:2026年3月31日  
※対象期間:2024年4月～2025年3月

労働者派遣の数(1日平均)	267名
派遣先の事業所数	56社
派遣料金の平均額(8時間平均)	15,816円
派遣労働者の賃金の平均(8時間平均)	11,115円
マージン率	29.7%
教育訓練に関する事項	キャリアアップに資する教育研修カリキュラム及びキャリア形成に関する問い合わせは、以下弊社のHPをご確認下さい。 <a href="https://www.ut-g.co.jp/ut-agent/recruit/">https://www.ut-g.co.jp/ut-agent/recruit/</a>

※対象年度等は、まとめて記載